

森づくりボランティア推進事業

1. 事業の目的・概要

県内の森林や里山林は、水源かん養や多様な生きものの生息空間など、さまざまな公益的機能を持っています。それらの森林を県民共有の財産として将来にわたって守るためには、県民の皆さまの理解と参加による森づくりが必要です。そのような取り組みを促進するため、NPO等の団体が県内で自主的に行う里山林の保全再生等の活動に対して助成します。

2. 補助の対象となる団体（いずれにも該当）

- (1) 県内のNPO、ボランティア団体、地域住民等が組織する団体（非営利団体で規約等が定められており、総会が開催される団体）
- (2) 原則として、1年以上の活動実績があり、これからも活動を継続する意思のある団体

※補助を希望する団体は、事前に「いしかわ版里山づくりISO認証」の申請をお願いします。

3. 補助の対象となる活動の内容

県内の森づくりの推進に寄与し、他の模範となる次のいずれかの事業

(1) 里山林の保全再生活動

（例）雑木林の間伐や下刈りなど、森林の公益的機能の維持や希少種の保全のための活動

(2) 森林に親しむための活動

（例）県民が気軽に参加できる森林環境教育や森づくりに関する体験活動、森林を身近に楽しめるようにするための散策路の整備など

<留意事項>

- ①事業内容が他の事業助成や委託と重複するものは除きます。
- ②補助期間は同一地区において3年間。ただし毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。
- ③国有林・公有林等は除きます。
- ④県民参加の森づくり、里山保全につながる活動については「いしかわり山ポイント制度」を活用できます。

4. 予算額 4,600千円（R3年度）

5. 補助の対象となる経費および補助率

(1) 補助対象経費は次のとおりです。

需用費	用具費、消耗品費、燃料費、苗木代等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料	会場借上料、機材借上料等
原材料費	材木等
備品購入費	機械器具費等
報償費	講師や指導者に対する謝金等
旅費	講師や指導者に対する旅費等
賃金	構成員が行うことができない特殊作業に係る賃金等

※補助事業者の構成員に対する報償費、旅費および賃金は対象となりません。

※備品購入費については、原則として初年度のみを補助対象とします。

(2) 補助率

補助対象経費の10/10以内（上限額：初年度40万円、2～3年度20万円）

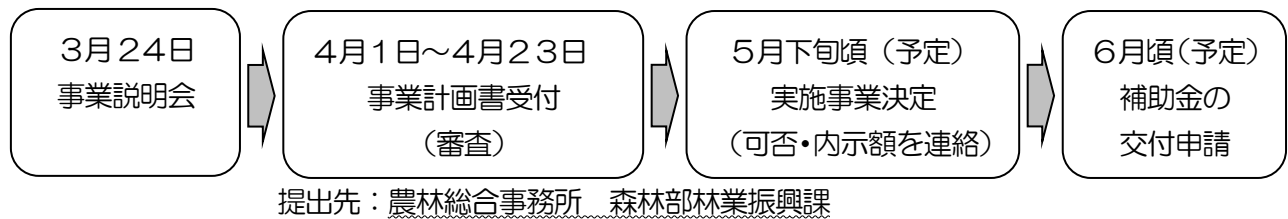
※過去に本事業を実施した団体が別地区で事業を実施する場合は、補助対象経費の1/2以内（上限10万円）

※申請の総額が予算額を上回った場合、助成額が減額される場合があります。

6. 補助事業の決定

事業計画書等の内容を審査し、予算の範囲内で、本補助事業の目的達成のため効果的と認められる事業を決定します。

7. 今後のスケジュール



8. その他

- ・ 事業計画書は、以下の書類により作成してください。
 - ① 計画承認申請書（実施要領：別記様式第3号）
 - ② 計画書（交付要綱：別記様式第2号3）
 - ③ 収支予算書（交付要綱：別記様式第3号）
 - ④ 事業実施予定地の図面
 - ⑤ 団体の概要を示す書類（規約および名簿等）
 - ⑥ 現況写真
 - ⑦ 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類
- ・ 同一事業について、複数年継続して補助金の申請をする場合は、前年度の活動を踏まえた発展性を示してください。
- ・ 書類の提出先：事業の実施地を所管している農林総合事務所森林部林業振興課まで
- ・ 決定した事業については、活動内容や成果の紹介や発表等のお願いをすることがありますので、ご協力ください。
- ・ 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してください

9. 問い合わせ先

石川県生活環境部温暖化・里山対策室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1469 FAX：076-225-1479 E-Mail：satoho@pref.ishikawa.lg.jp

又は、最寄りの農林総合事務所

主な活動地域	窓 口
加賀市、小松市、能美市、川北町	南加賀農林総合事務所 森林部林業振興課 〒923-0801 小松市園町ハ108-1 TEL：0761-23-1717
白山市、野々市市	石川農林総合事務所 森林部林業振興課 〒920-2121 白山市鶴来本町4-リ75 TEL：076-272-1171
金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	県央農林総合事務所 森林部林業振興課 〒920-8214 金沢市直江南2-1 TEL：076-239-1753
七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町	中能登農林総合事務所 森林部林業振興課 〒926-0852 七尾市小島町二部33 TEL：0767-52-6600
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登農林総合事務所 森林部林業振興課 〒929-2392 輪島市三井町州衛10-11-1 TEL：0768-26-2329

いしかわ森林環境税ホームページ

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kikaku/kankyousei/index.html>

（交付要綱、実施要綱、各申請書の様式等がダウンロードできます）

(様式第1号)

いしかわ版里山づくり I S O 認証申請書 (新規・更新)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 谷本 正憲 様

認証書に記載する名称

(申請者)

名 称 石川県の里山を守る会
代表者氏名 里山 保
所 在 地 〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地

里山関係のご案内の送付や里山づくり ISO の書類手続きのご案内をさせていただく際の連絡先

(担当者)

所 属 里山部
氏 名 里山 守
連 絡 先 電話 076 (225) 1469
FAX 076 (225) 1479
電子メール sato-iso@pref.ishikawa.lg.jp

日中連絡の取れる連絡先 (携帯電話など)

090 (123) △■○●

私たちは、いしかわの恵み豊かな里山里海を、その利用保全の推進を図り、将来世代に引き継ぐため、別添の取組方針に基づき、活動を実践していきますので、関係書類を添えて「いしかわ版里山づくり I S O」の認証を申請します。

(添付書類)

里山づくり取組方針宣言書

(様式第1号の2)

里山づくり取組方針宣言書

〇〇〇は、環境社会貢献活動の一環として、会員が一丸となり、次の里山里海づくり活動を推進し、豊かな自然を守り、美しい里山里海の維持・保全に努めるとともに、地域の振興に寄与することを宣言します。

1 活動のテーマ（会社の活動テーマを記入）

私たちは里山里海の両面から自然環境の再生と資源の利活用により里山里海づくりの活動に取り組みます。

2 活動内容

・里山の森づくり支援活動

〇月頃コナラ50本を△△地区に植える。植林後は年2回ほど下刈作業を行います。

・里海づくり支援活動

里海の清掃活動と資源の利活用により里海を再生する活動を行います。

3 社員（会員）等への周知の状況

年1回の総会及び月1回の案内発行により周知します。

4 活動場所・協働する地区・集落名（組織名）等 ※決まっている場合

△△地区

令和〇年〇月〇日

名 称 石川県の里山を守る会

代表者署名 里山 保